

No.	施設の種別	質問	回答
1	全般	応募要件に、「応募時点で法人格を既に有していること。」と記載がありますが、こちらについては、実績のない新設法人でも問題ないでしょうか。	<p>貴見のとおり、応募時点で法人格を既に有していれば、実績のない新設法人でも問題ありません。ただし、その場合であっても、応募要項の提出書類一覧に掲げる書類について遺漏がないようお願いいたします(ただし、直近2か年決算書など、過去の実績に係る書類を除きます。)。万が一、提出書類に不足、不備がある場合は受付できません(書類審査中に不足、不備が判明した場合も含みます。)のでご注意ください。</p> <p>また、もし選定された場合につきましては、介護保険法に基づく介護保険事業者の指定申請前までに、法人の定款及び登記簿(履歴事項全部証明書の目的欄の部分)に、指定を受けようとする事業の記載(例:介護保険法に基づく地域密着型サービス事業)が必要です。併せてご注意ください(応募時点での当該記載は不要です)。</p>
2	全般	整備予定年度にサービス提供開始時期を令和9年4月迄としているが、新設で予定している場合、建物の建築工事工程の遅れ等で間に合わなくなった場合は、サービス提供開始時期を遅らせてもらう事は可能か。	<p>公募要項における応募要件において「法人の責めに帰さないやむを得ない事情を除き、第9期計画期間中に整備ができること。」としております。そのため、建物の建築工事の遅れの原因が、例えば新興感染症の感染拡大により、外出自粛や作業員の大半が罹患したことに伴い作業ができなくなったり、海外での紛争の影響により物流が停滞し、建築資材が搬入されないなど、法人の責めに帰さないやむを得ない事情と市が判断した場合には、それに伴うサービス提供開始時期の遅れについては問題ないと考えます。</p>